登録電子海図情報表示装置講習実施機関の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第四条の十の規定に基づき、次の登録電子海図情報表示装置講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同規則第四条の二十二第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年六月一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　登録電子海図情報表示装置講習実施機関の名称　愛媛県立宇和島水産高等学校

二　登録電子海図情報表示装置講習実施機関の代表者の氏名

（変更前）川野　光正

（変更後）吉村　暢洋

三　変更年月日　令和八年四月一日

登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の十九において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、次の登録船舶職員養成施設より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十九において準用する同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年六月一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　登録船舶職員養成施設の名称　愛媛県立宇和島水産高等学校

二　登録船舶職員養成施設代表者の氏名

（変更前）川野　光正

（変更後）吉村　暢洋

三　変更年月日　令和八年四月一日

登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の五の規定に基づき、次の登録海技免許講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年六月一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　登録海技免許講習実施機関の名称　愛媛県立宇和島水産高等学校

二　登録海技免許講習実施機関代表者の氏名

（変更前）川野　光正

（変更後）吉村　暢洋

三　変更年月日　令和八年四月一日

登録海技免許講習事務の廃止に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の七の規定に基づき、登録海技免許講習事務を廃止する旨の届出があったので、同法第十七条の十五第三号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年六月一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　登録海技免許講習実施機関の名称　株式会社ケイエムマリン

二　廃止する登録海技免許講習の種類　機関救命講習

三　廃止年月日　令和八年五月十九日

関東地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年六月一日から二週間一般の縦覧に供する。

関東地方整備局長　橋本　雅道

㈠	道路の種類	一般国道
㈡	路線名	四号
㈢	占用を制限する区域	下野市笹原字古舘一一番一から同市笹原字海道向六四番一まで
㈣	制限の対象とする占用物件	右記区域において、占用の制限の開始の期日として道路管理者が道路法第三十七条第三項に基づく公示をする日より前になされた、同法第三十二条第一項若しくは第三項の規定に基づく許可又は同法第三十五条の規定に基づく協議による同意がなされた電柱
㈤	占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
㈥	占用の制限の開始の期日	令和十八年六月一日
㈦	図面縦覧場所	関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年六月一日から二週間一般の縦覧に供する。

関東地方整備局長　橋本　雅道

㈠	道路の種類	一般国道
㈡	路線名	十五号
㈢	占用を制限する区域	東京都品川区東大井二丁目九六八番一から同区南大井一丁目一七三一番三まで
㈣	制限の対象とする占用物件	右記区域において、占用の制限の開始の期日として道路管理者が道路法第三十七条第三項に基づく公示をする日より前になされた、同法第三十二条第一項若しくは第三項の規定に基づく許可又は同法第三十五条の規定に基づく協議による同意がなされた電柱
㈤	占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
㈥	占用の制限の開始の期日	令和十八年六月一日
㈦	図面縦覧場所	関東地方整備局及び同局東京国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年六月一日から二週間一般の縦覧に供する。

関東地方整備局長　橋本　雅道

㈠	道路の種類	一般国道
㈡	路線名	十九号
㈢	占用を制限する区域	塩尻市大字広丘野村字観音堂九五九番二から同市大字広丘吉田字道西六六四番一五まで
㈣	制限の対象とする占用物件	右記区域において、占用の制限の開始の期日として道路管理者が道路法第三十七条第三項に基づく公示をする日より前になされた、同法第三十二条第一項若しくは第三項の規定に基づく許可又は同法第三十五条の規定に基づく協議による同意がなされた電柱
㈤	占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
㈥	占用の制限の開始の期日	令和十八年六月一日
㈦	図面縦覧場所	関東地方整備局及び同局長野国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年六月一日から二週間一般の縦覧に供する。

関東地方整備局長　橋本　雅道